



京都の伝統産業業界を担う「未来の名匠」を募集します！

～京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度～

京都市では、1200年を超える悠久の歴史の中で脈々と受け継がれる匠の技を未来に継承し、今後の伝統産業界を牽引する担い手を育成するため、京都市内で活躍する伝統産業中堅技術者を「未来の名匠」に認定する“京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度”事業を平成22年度から実施しています。

この度、令和4年度「未来の名匠」の募集を下記のとおり開始しますので、お知らせします。

記

1 募集期間

令和4年4月1日（金）～6月17日（金）＜必着＞

2 応募資格

以下の要件のすべてに該当する者

- (1) 本市が指定する伝統産業^{※1}を制作する技術を有し、現にその制作に従事していること。
- (2) 当該業種における従事期間が11年以上であること。
- (3) 年齢が60歳未満^{※2}であること。
- (4) 本市の区域内の事業所において、現に伝統産業に従事している者で、引き続き、本市の区域内の事業所において伝統産業に従事する意思があること。
- (5) 京都市伝統産業後継者育成制度の育成資金を現に受給していないこと。
- (6) 明日の名工（京都府青年優秀技能者奨励賞表彰）及び京都府の現代の名工（京都府優秀技能者表彰）を受賞していないこと。
- (7) 刑事事件で禁錮以上の刑を受けていない者又は現に刑事訴追されていない者であること。
- (8) 本市が指定する伝統産業の制作に係る伝統的な技術・技法の維持、向上に努めるとともに、京都の伝統産業の発展に意欲を持っていること。

※1 別紙募集要領のとおり

※2 年齢及び実務経験年数は、令和4年4月1日現在

3 応募方法

所定の申請用紙^{※3}を京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室まで持参，郵送又はメール^{※4}にて提出してください。

※3 別紙募集要領のとおり

※4 メールで提出の場合は件名（タイトル）を【「未来の名匠」認定制度応募について】としてください。

4 審査等（予定）

必要に応じて書類審査，工房調査を行ったうえで，プレゼンテーション審査を実施し，認定者（10名以内）を決定します。

5 「未来の名匠」に認定された場合

- (1) 「未来の名匠」の称号，認定証及び奨励金10万円の授与
- (2) 「未来の名匠」による展示会を実施

6 スケジュール（予定）

| | |
|------------|----------------|
| 4月1日～6月17日 | 募集 |
| 7月 | 書類審査（申請者多数の場合） |
| 8月～9月 | 工房調査 |
| 10月～11月 | プレゼンテーション審査 |
| 12月 | 認定式 |
| 3月 | 展示会 |

7 応募・問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3337 FAX：075-222-3331

メール：densan@city.kyoto.lg.jp

土，日，祝日を除く8時45分～17時30分